

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年8月24日
新宿区議会

○辻山座長 それでは、時間ですので、第40回になります。検討連絡会議を始めたいと思います。最初に、事務局のほうから配布資料の確認を。

○事務局 それでは、事務局から本日の配布資料の御確認をさせていただきます。

まず、次第をめくりますと、資料1が条例骨子案検討作業チーム担当表になっております。こちらのほうを検討連絡会議の開催日及び開催回数ですけれども、すみません、前のままになっておりますので、修正をお願いいたします。24日、40回が正しいということです。

それと、資料2が今月26日に区長、議長のほうに答申をいたします条例の素案の構成とその内容ということになっております。こちらのほうは後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

資料3が条例素案（案）ということで、前回の検討連絡会議の検討結果を踏まえて、専門部会の各チームの委員からいただいたものを取りまとめたものになっております。

そして、資料4が自治基本条例骨子案パブリック・コメント一覧ということで、前回お配りしたものと同じものです。

それから、資料5が条例に盛り込むべき事項三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の検討結果を反映したものになっております。

資料番号が付されているものは以上ですが、その他参考資料としまして2つ配布させていただいております。

参考資料1、A4一枚のものが前回検討連絡会議の場で事務局から名称について案があればということで、今週月曜までに御提出してくださいということでお願いしておりましたけれども、御提出がありました案につきまして、資料1でお配りしております。

続きまして、参考資料2になりますが、26日に行います区長、議長への答申の提出式の次第案になっております。こちらにつきましても、後ほど事務局のほうから御説明させていただきます。

本日の配布資料につきましては、以上のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

よろしいですね。

それでは、早速入りますが、次第を見ていただくとおわかりのように、久しぶりにすっきりとした中身になっておりまして、まず資料2の答申案の素案、答申案といいたしましうか、これの構成その他について議論をいただきます。

それから、2つ目は条例の素案について、これも少し各チームで検討して修正があるところはあるということですので、御報告いただきます。

パブリック・コメントについては、前回配布されておりましたものですが、これについて各チームから御説明いただいて、少し議論をすると、こういうことであります。

それでは、早速ですけれども、答申（案）について事務局から。

○事務局 それでは、事務局から答申素案、素案の答申の案ということで本日構成等見ていただきたいと思ってお配りした資料、お配りした資料の2になります。こちらのほうをごらんください。

まず、表紙をめくっていただきますと、「はじめに」ということで、辻山先生のほうからいただきました「はじめに」の原稿をこちらのほうに記載させていただいております。

そして、さらに一枚めくっていただきますと、右上ページ5ページになりますけれども、一応目次ということで、まだページ数は振っておりませんけれども、このような構成の形で考えております。

こちらは後ろのほうについておりますのが資料として1から4までついています。ページで申し上げますと、右上のページが33ページになっておりますが、資料1としまして、検討連絡会議の委員名簿、それから資料2としまして、検討連絡会議の開催状況ということで、第1回から前回までの39回までの議題等について記載させていただいております。

そして、資料3、41ページになりますけれども、地域懇談会開催概要ということで、3会場で行われました開催の出席者及び当日の担当者を記載しております。

そして、ページをめくっていただきますと、地域懇談会の会議録ということで、質疑応答を記載したのになりますけれども、43ページから52ページまでが地域懇談会の会議録になっております。

そして、資料4がパブリックコメントについてということで、実施日、それから意見の件数、提出者数、そして意見の内容につきましては、55ページ以下に記載させていただいております。

そして、こちらにおつけしている表なんですけど、これは現在の状態のものをそのまま入っておりますが、そのレイアウト等、実際に答申につけるものについては、例えばパブリックコメントであれば、右側の検討チーム、それから検討連絡会議の検討という欄を削りまして、もう少し大きくした形で実際には載せていきたいと思います。

それでは、初めのほうに戻っていただいて、次第の次がこれは本編になりますけれども、Iとしまして、自治基本条例制定に向けた取り組みということで、これまで区民討議会報告書等で利用しているものを少し修正をしまして、7ページから10ページまで載せてあります。

そして、11ページ以下が自治基本条例素案ということで、最終的には本日の確認作業を終えた最終確定のものをこちらの記述内容を修正しまして、実際の答申の中に入れ込むということで考えております。

構成につきましては、以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、今の御報告について何か御質問、御意見があれば伺いますが、いかがですか。

これは「はじめに」の一番下に「検討連絡会議座長」となっているんだけど、これは「(仮称)」というのはここだけ要らないの。名称問題はきょうその他でやるんだけど、そうするとその後ろも困るわね。

○事務局 わかりました。

では、そこに「(仮称)」という形で入れさせていただいて、ほかのところと合わせさせていただきたいと思います。

○辻山座長 もう1カ所、2ページにも(2)で検討連絡会議の発足というのがあるんだけど、やるんだったらここもそろえておいたほうがいいかなという。

○事務局 それでは、「(仮称)」を入れた形でさせていただきたいと思います。

○辻山座長 1ページの最終段落を見ると、「(以下、自治基本条例といいます。)」と。

○事務局 そこは本編の7ページで、そこで「以下、自治基本条例」と言っていますので、それ以降のところについては、一応検討連絡会議、それから区民検討会議のほうは正式名称として「(仮称)」を取っておりますので、この形でやっております。そういう読みかえの形でやらさせていただいて、辻山先生の「はじめに」のところは「(仮称)」を入れさせていただきたいというふうに思います。

○辻山座長 そうだね。そうしたら、4ページの(7)も取っちゃうと、「(仮称)」を。ということで整理をさせていただくと。

そうしたら、これは4ページの次のページナンバー11のところの一番上の黒枠のところは、これはどうするのとか、そういうめんどっちなことがいっぱい残っているな。

○事務局 それについては、事務局のほうで整理させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○辻山座長 そのほかありませんか。

ないようですので、では大筋といいましょうか、これから素案の中身自身はまだ少し議論がありますけれども、こういう形で答申をするということにいたします。

それでは、第2の議題に入りますが、専門部会委員に少し文字の修正とかということをお願いをしている部分があると思うのですが、その御報告をまず受けて、ちょっと確認していこうと思いますので、検討チーム1のほうから順次お願いできますか。

○針谷委員 それでは、検討チームの1の担当でございますけれども、条例素案の3ページでございます。

条例の基本的考え方の総則の部分で、まず目的のところでございます。

こちらは前回もちょっとお話しさせていただきましたけれども、（１）の説明のところ、なぜこの時期にこの条例を制定する必要があるのかといった部分を「わが国は」というようなところからつけ加えているといったようなところがございます。

４ページにまいりまして、こちらは前回順番を先に用語の定義を入れたほうがいいのかといったようなところから、用語の定義が前に来ているところがございます。

なお、そこで新宿区に住所を有する住民が中心であるというようなことを少し強くといいますか、打ち出していこうというふうなこともありましたので、説明の欄で「新宿区の自治や地域の課題解決のためには、新宿区に住所を有する住民が中心であることはもちろんですが」というような文章をつけ加えさせていただいているところがございます。

続いて条例の基本理念、５ページでございます。こちらは前回とほとんど変わっていないと思いますけれども、説明の行間などを詰めさせていただいた上で、主張したいことを主張したといったようなことになっているところがございます。

６ページが条例の位置付けといったところがございます。

こちらでも説明のところを若干変えさせていただいておりますけれども、下から２つ目の「また、改正が行われたとしても」といったようなところで、「本条例も最高規範であることに変わりはありません。したがって、改正の手続き規定を設けないことや」というようなところで、少し説明文を条例の位置付けといったようなところにあわせて変えさせていただいたといったような内容でございます。まずはこの基本的考え方の部分がチーム１の部分でございます。

続いてよろしいでしょうか。

続きまして、チーム１といたしまして、議会の役割と責務でございます。９ページになります。

こちらは説明のところを若干つけ加えさせていただいておりますけれども、パブコメなどで、区民の代表機関といったことといろいろと御質問もございましたので、ここで言う区民の代表機関ということについては、「区議会議員は選挙権を有する新宿区の住民によって選挙で選ばれています。一方」といったようなところで、「新宿区の自治や新宿区の将来の姿を考える際には、住民が中心であることはもちろんですが、様々な主体との連携が欠かせません。また、様々な主体にも、新宿区のことについて、自主的に、積極的に、住民、議会、区と関わってもらおうと考えています」といったようなところでの説明をつけ加えているところがございます。

続いて、１０ページは議会の責務でございますけれども、こちらは基本的に変更していないところがございます。

１１ページでは、議員の責務でございます。

説明欄でございますけれども、前回までは検討の内容が主に書いていたものですが、こちらをちょっと差し加えさせていただきまして、「議員の責務として、２つの責務を規定しました」の後に、「別に定める政治倫理基準として」というようなところでの規定をしていますよと、規定はあるんだけど、「区民の代表として権限と責任を自覚して行動することを自治基本条例として規定しました」ということで、こちらの書きぶりはもともと９ページの議会の設置のところ、法に定めているけれども、自治基本条例として規定しますといったのと同様に、政治倫理条例で規定されているけれども、自治基本条例としても規定しましたといったようなことを加えさせていただいているところがございます。「『区民の代表』については、議会の設置と同じ考え方です」というのを載せさせていただいたものでございます。

続きまして、飛びまして２０ページでございます。国や他自治体等との関係でございます。

こちらは、説明欄を丸ごと変えました。もともとはこの素案にするに至った経緯を書いていたので、変えさせていただきまして、「国・他自治体との関係として、２つ規定しました。一点目は、区は、医療や福祉、書きなどの様々な分野で広域的又は共通の課題を解決するために、国や東京都、他の自治体や病院、大学やＮＰＯ法人などの様々な関係機関と対等な立場で連携を図り、課題解決に向けて相互に切り取り取り組むということを規定しました」ということで、①に対応する部分です。

②の部分では、「二点目は、新宿区は多くの外国人が住み、働き、学ぶまちであり、また、観光などでも多くの外国人が新宿区を訪れます。こうした国際都市としての自覚を持って、国際社会との相互理解及び協調に努めることを規定しました」というように文案の説明に変えさせていただいております。

最後が２１ページの条例の見直し等でございます。

こちらは「本条例の見直しの方法を明らかにする規定を設けました」というふうにさせていただきまして、「本条例は新宿区の最高規範であるとともに、常に進化する条例です。自治のあり方は、関連する諸制度や社会経済情勢の変化などに対応していかなければなりません。そうしたことから、区長は、４年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度を区民・議会とと

もに検証し、必要な措置を講ずることとしました」というように、こちら素案文の説明という形に変えさせていただいておりますので、御検討いただければと思います。

以上でございます。

○辻山座長 ありがとうございます。

とりあえず今御説明いただいたところでの御意見を伺いましょう。いかがでしょうか。どうぞ。

○久保委員 9ページの議会の設置のところですが、その説明のところで、区民の代表機関ということについて説明をしています。これは幾ら言ってもわかりにくいところでして、区民の代表機関というのは、選挙された代表機関だろうと、だから住民の代表機関だろうということは、だれしもが抜け切れない概念なんですけれども、そここのところを説明しているこの部分というのは、どこか3行目から後ろから7行目までか、あるいは最後の2行かをここは最初に押さえておかなきゃならない説明なので、ゴシックあたりにしてみてもどうかというふうに思ったんですが、いかがでしょうか。

○辻山座長 どうですかというか、それぐらいのことは印刷技術上は何の問題もないんでしょう。

○事務局 問題はございません。

○辻山座長 ないんだよね。

どうしますか、この5行、3行目から8行目。

どうぞ。

○山田委員 ここに限らず、強調したいところはほかにもあるんだというふうに思うんですよね。そうすると、あっちにもこっちにもゴシック体が出る、あるいは斜体が出てくるということで、何となく品性に欠けるようなことになるんじゃないか。全体的に短い文章ですから、ここはきちんとゴシックにしようが何しようが読んでもらうということでもいいんじゃないでしょうかねと私は思います。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 もう一回だけ反論を山田副委員長にしますけれども、気持ちはわかります。けれども、ここ1カ所だけに限りという目的なんです。ここを押さえておかないと、わからないものがずっとみんなわからなくなってしまう。区民と住民のことは本当にわかりづらいです。それだけにこの1カ所だけ、あとは目をつぶって、ほかはゴシックも斜体も何にもしないと、ここだけというふうに考えられないでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○佐原委員 ここだけというと、区民の定義のところも、これは懇談会で大分出ているところなので、そうするとここもということになってくるような気がするんですが、ここは特に定義としては。

○あざみ委員 そもそもこの素案というのがどこまでの段階に公表されるものなんですか。これだと、答申するときに区長と議長にお渡しするところまでかなと私は考えていたんですね。その素案を受けて、条例、議案になる。それまでの非常に狭い期間だけの取り扱いになると思っていたので、そんなにゴシックにするかしらないとか、だれに見せるといったら、区長と議長だけのような気がしたんですが、それはどうなんですか。

○事務局 素案については、区民の方からそれが作成されたときに見られる状態になるのかということ質問をいただいております。したがって、出張所とか、あるいは区のホームページとか、確定したらなくてもいいかと思うんですが、条例制定までの間は何らかの形で公開していきたいというふうに考えております。

○辻山座長 どうぞ。

○あざみ委員 そうですか、そこをちょっと踏まえてなかったなので、それであればゴシックにするところ、しないところというのは、非常に吟味しなきゃいけないというところになりますので、どこが大事と言い出すと、私もちょっと切りがないような気がするかなという気がいたしますが。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 提案なんですけれども、年内かはわかりませんが、このままうまく条例とか対応させていただくとすると、3定で議決いただいとというような話になったときに、年内には地域懇談会、あるいは説明会といったようなところで、逐条解説といったような部分も加えながらやっていかなくちゃいけないというふうに思っているところがございますので、今回の素案の説明書きとしては、ゴシックとか、いろいろな文字体を使うとどの部分というのがなかなか厳しいところもございますので、このままいかせていただいて、地域に説明に行くとき、懇談に行くときまでには改めてその辺どこを強調しようとか、ここはそのままでもいいのかというようなことをちょっと時間を置かせていただいた中で、ちょっと御検討する期間などもいただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○久保委員 もうだれにも反論もしません。ただ言いたいのは、僕らが一生懸命やってきて、たどり着いたのはこれしかないという区民と住民なんですが、区民と住民の問題は非常にわかりにくいことだけはたしかです。これだけはわかってもらわないと、この条例が生きないんだということだけを訴えたかっただけです。

以上です。

○辻山座長 では、そういう扱いということにいたしましょう。

ただ、ぜひ条例化するに当たっては、この場合に代表の概念がやはり吟味されていないと、条例の条文としては問われるかもしれないという、繰り返しその他の区民にもかかわってもらう、連携が欠かせない、連携とかかわるということを代表と言うかどうかとかというような、いわば法律用語としての熟度はちょっと高めておかないといけないかなという気はいたします。

久保委員がおっしゃったように、ここの検討連絡会議の場では、この表現がぎりぎりだということも私もわかりますので、それはお願い、だれにお願いしたらいいのかな、この答申案には誠実に条例化されることをお願いしたいというふうに書いてあるのは、そういう趣旨でございます。

それでは、そのほかありませんか。

どうぞ。

○針谷委員 自分で説明して何なんですけれども、その後ちょっといろいろと見たり何なりしたときに、条例の目的のところがございますけれども、今後条例に成文化していくといったようなときに、「本条例で定める基本理念に基づき」というような言葉ですとか、それがちょっと気になったところがございますして、それをうまく、要するにこの「本条例に定める基本理念に基づき」と言っているのが説明文の中では、検討会議の中の議論なども経まして、真ん中あたりですけれども、「自治の基本理念については、この条例ではじめて定めるものではなく、もともとある理念を区民の総意として、この条例で確認するものです」といった言い方になっていますので、条文のほうで「定める」と言っておきながら、説明文のほうではもともとあるんだよというような言い回しにもなっているので、これをちょっと整理したらどうかなと思って考えた案文を少しゆっくり目に読まさせていただきますと、「この条例は自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則、区民、区議会、区長等の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする」というふうに変えさせていただけると、説明のほうといいますか、この中でいろいろ議論してきたことが条文に反映されるのかなというふうにとちょっと思っているところがございます。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 実は条文化に当たる作業というのを既に並行してある程度進めてきているわけなんですけれども、非常にここの部分の素案の部分の本条例で定める基本理念、これをそっくりそのままにすると、この条例で基本理念を定めるという表現にせざるを得なくなってしまうんですね。

「本条例で定める基本理念」と書いてありますから、条文化するときにはここの部分をどうしても「区政運営の原則を定める」という次にもありますけれども、基本理念と区政運営の原則は定めた上で、それぞれの役割というのを明らかにすると、そのほかここを役割を明らかにするとともに、住民投票とか区民参加について、もっとほかのことを書いてあるんですね。

原則という、ここで言う条例の目的というのは、この条例で書かれていることをある意味で言う、一言、短いセンテンスで表現せざるを得ないとすると、住民投票とか、そういう規定も含んだものということで、「など」という表現と、それから「明らかにする」といった説明の趣旨を踏まえたような素案の記述にしておいていただいたほうが条例化するに当たっては、非常に我々のほうではっきりするというような議論を若干専門部会の中で条例担当のほうと詰めさせていただく中でちょっと出てきた議論なので、御検討いただければと思いますけれども。

○辻山座長 どうでしょうか、一通り一回聞いただけですけれども、大体構成はよくできているかと。
どうぞ。

○久保委員 針谷委員がゆっくり読んでも、速記者でないので、書き取れません。ただ、ざっと感じたのは、非常によくできていると思います。と同時に、この目的のところだけはそれぐらい丁寧に尽くして損はないというふうに思って、私自身は書き取れないけれども、すごく同感ですね、提案については。
以上です。

○辻山座長 ちなみに、今の部分はどの部分との差しかえになりますか、この4行分ですか、下までですか。

○針谷委員 今の部分ですけれども、3ページの目的の四角の枠の中がございますよね。その部分を3行を差しかえるというふうになります。条文を差しかえるといいますか、条文のわかりやすくといいますか。

○辻山座長 素案の本文そのものを書きかえるという提案ですか。
じゃ、ちょっと文字があったほうがいいね。

○針谷委員 すみません。
この間に引き続いてもう一つだけお願いします。
それでは、基本理念のところでございまして、②「区は、区民が主人公の自治の実現を図り」というこの「主人公」という言葉なんです、これはこの後前文のほうは話が出ると思いますけれども、前文では前後の文章の脈絡もあると思いますが、「主役」というふうに言葉を使っているんですね。なので、「主役」と「主人公」と2つの言葉を使うのはいかがなのかなと思ひまして、こちらを前文に合わせまして「区は、区民が主役の自治の実現を図り」というふうにしたかどうかというのが1つ目の御提案でございます。
1つ目ということで、2つ目があるんですが、③でございます。「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち」の後に「区民自治を基本とする」というのが指すところがなかなかわかりづらいというふうに思いますので、例えば「確立した自治権をもち、区民自治を基本に区政を行う」みたいに、①に「一人ひとりを大切にする区政を行う」というような表現もございますので、「自治権をもち、区民自治を基本に区政を行う」というふうにする、文章としてわかりやすくなるのかなというふうに思ったところでございますので、あわせて御検討いただければと思います。

○辻山座長 どうでしょうか、「主人公」を「主役」というふうにするというのと、「区民自治を基本に区政を行う」というふうに、これも素案本文の修文ですね。いかがですか。
どうぞ。

○久保委員 一番最後の「区政を行う」という「行う」というのが何となく物足りないんです。それだけです。何か言葉はないですか。

○辻山座長 区政というのはどうするんだろう。区政を運営するというのも変だよな。

○木全委員 すみません、また補足ですけれども、③のところですけども、「区は、地方自治の本旨に基づく基礎的自治体です」と、1つは。それから、「確立した自治権を持っています」と、最後に「区民自治を基本とする」というのが「区は区民自治を基本とする」というのは、非常に意味が「基本とする」というのは何々を基本とするのを何々をというのが住民自治をというんじゃないんですよね、この文章が。それで、基礎的自治体であって、確立した自治権も持っていますと、その上で区民自治を基本に区政を行うというふうな何か言葉がないと、条文になったときに非常に言葉足らずというふうなことを今成文化するに当たって意見が出たので、この場でちょっと諮っておきたいなというふうに考えます。

○辻山座長 どうしたらいいんでしょうね。
先ほどの最初の案は「区民自治を基本とする区政を行う」。

○久保委員 「基本に」。

○木全委員 「基本に区政を行う」。

○辻山座長 「基本に区政を行う」か。

○久保委員 「行う」よりはまだ「推進する」のほうが何となくまだ少しは満足できる。

○辻山座長 私のメモもとりあえず「推進する」かなと思って「推進」と書きましたが、その前に「基本に」というのが日本語としてちょっとつかかあるので、「基本とした区政を推進する」というのが日本語としては流れるという感じはしますね。

では、「区は、地方自治の本旨に基づく基礎自治体であり、確立した自治権をもち、区民自治を基本とした区政を推進する」と、これでいいですか。そういうことにいたしましょう。

上はどうですか、「主役にする」というのは、これは御異論ございませんか。

それでは、そういたしましょう。

どうぞ。

○樋口委員 そうしますと、①のほうは「大切にする区政を」、ここは「行う」になるんでしょうか、ここも「推進する」というふうになるんですか。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 1番は「行う」でいいんだと思います。感覚が素直ですね。

○辻山座長 いいですか。

そのほかありますか。

それでは、今コピーが来るのを待って、それを検討して。

回りましたか、いかがでしょうか。「この条例は、自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則及び区民、区議会、区長等の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする」と、確かに「この条例は本条例で定める」というところのつかかりはこれでなくなりますね。

どうぞ。

○久保委員 2行目の「区長等の責務等」のこの「等」が2つ、4番目にまた「等」が来る、この1つをどちらか思い切って削れないものなんでしょうか。

○木全委員 「区長の責務等」で、職員の責務であったり、議員の責務とか、そういうのがあるので、それに配慮して「区長等」と入れたんですけども、そこは区長の責務という中で、その次の「等」でそれらを含むすべての約束事や何かもということ。

○辻山座長 それでいいですかね。

「区長の責務」と書いてあるけれども、後ろに「等」がついているから職員の責務についても定めていいじゃないかと、こういう読み方ね。

ほかに御意見ありますか。
どうぞ。

○あざみ委員 そうすると、この説明のところは、これにあわせた書きぶりになる必要があるんでしょうか、変わらない。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 どちらかというと、説明の趣旨を踏まえて、素案の原文のほうを直したと。説明のほうで、基本理念というのは既にあるものであって、それについて改めてこの条例の中で定めるんじゃないくて、明らかにした上でほかの区政運営等のやる、あるいは責務について定めていきましょうということの解説の趣旨だというふうに読むと、解説にあわせて素案のほうを直したと。

○あざみ委員 わかります。そうですね。定めるんじゃないくて明らかにするというのがそうだとすること。

その説明のところで、憲法の基本的人権のところをある意味例示して書いた部分について、懇談会で御意見があったところで、ここについてはあえて私は書かなくても別に意味は通じるので、削除したほうがいいかなと、作業チームで言っておけばよかった話ですけども、ちょっと今気づいたので、説明の部分ありますよね。「これは、基本的人権が、憲法で定めてから」云々という、ここは削っても意味は通じますよね。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 今、あざみ委員がおっしゃったとおりでございまして、削るかどうしようか、私も迷ったところなんですけれども、そういうふうに一方では答弁といいますか、答えていたので、この基本的人権はこういうふうな意味ですよということも答えていたので、なかなか削りづらいかなと思ったんですけれども、そういうことであれば、もともとこれはなくても文章としては完全に通じているものでございますので、削除してよければ削除させていただきたいと思います。

○辻山座長 ちょっとお説教たれている感じのあれは確かにあるね。

この条例で確認するものですよという、そこでとめておくというほうがすっきりするかもしれませんね。

今のところで、今のところはいいですか。

それでは、ほかに。

○土屋委員 ほかのところでは「議会」となっているんですけども、ここはあえて「区議会」となっているんですけども、これは何か意味があって「区議会」としたんでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 成文化するときには、同じ言葉の重複については一番最初に出てきたときに「区議会」と書いた後で、「以下議会と呼ぶ」というような定義のさせ方をさせていただいて、それ以降文言を整理したいと思いますので、ここの素案レベルではこの表現でも構わないと思いますけれども、条文化するときにはその辺は若干整理させていただきたいというふうには思ってます。

○辻山座長 恐らく条文としては、これが初出の可能性はあるわけですよ、位置的に言うと。区議会という概念、そういう意味では今おっしゃったみたいにして、処理をすると以下単に「議会と言う」とかという処理をするという前提で、ここには一応こう書いておくと。

ほかにいかがでしょうか。

なければ条例の目的についての素案、本文をこのように差しかえるということにいたします。

そうすると、そのほかチーム2での修文とかというのはあるんですか。

じゃ、先へ進みましょう。

○野澤委員 それでは、素案、ページで申しますと、12ページをごらんください。

修正した部分をまた見え消しで修正しておりますので、ちょっとそちらのほうを順番に確認をさせていただきます。

まず、素案の四角の中、前回「区長の説明と役割」といったところを「責務」に直してごいます。

そのほかに、これは文言修正なんです、「行わなければならない」というものについて、一応何点かあるんですが、「ものとする」という形で修正してごいます。

それから、説明の部分です。

同じく「区長の役割」というふうに書いてある部分を「責務」、それから前回申し上げましたが、「選任」について「選出」というふうに直してごいます。

それから、13ページ目でごいます。

「区の行政機関の役割と責務」につきましても、これを「役割」というのがおかしいということなので、「役割と」というところを冒頭削ってごいます。

それから、素案の四角の中身でごいます。

こちら「区の行政機関の役割と責務」の「役割」を削ってごいます。

それから、②、こちら②の最後のところ「果たさなければならない」というところにつきまして「するものとする」という形で修正を加えてごいます。

それから、前回質問の中にこの行政機関とはどの範囲を指すのかというお話がありましたので、たしか皆様御確認いただいたところで、これを説明の中で「行政機関」につきまして、括弧で区長、教育委員会、それから選挙管理委員会、監査委員を指すという形で加えてごいます。

それから、14ページ目でごいます。

3の職員の責務についてです。

こちらの①です。「区民との協働の視点」の「と」と「協働」を削除してごいます。「区民の視点に立ち」というふうに文言修正を加えております。

それから、そちらの下側、説明文です。

説明の2行目「愛区心」というふうに括弧書きで表現している部分を削除しました。

それから、15ページ目です。

4の区政運営、①です。こちら、これはこの間申し上げましたが、「公正・公平な視点に立ち」というところを質問に基づいて加えたと。それから、こちら文末のほう、「努めなければならない」というところを「努める」というふうに文言修正をしております。

それから、④です。こちら「しなければならない」というところを「するものとする」、それから同じく⑤につきまして「する」という形で文言修正を加えております。

説明文につきましては、素案の変更と同じように「公正・公平な視点に立ち」という部分を加えてごいます。

チーム2につきましては、以上でごいます。

○辻山座長 ありがとうございます。

今御説明いただいた修文の件についていかがですか。

どうぞ。

○久保委員 おかしいんですが、僕の感覚がおかしいんだと思うんですが、12ページと13ページの箱の中の文章が本文は左から右に流れていくんですね。「区に区の代表として区長を置く」と左から右に流れていくんですね。何で見出しだけは右から左へ流れるのかが僕には何かずんと落ちないので、これは僕がおかしいのかなと思って何にも言わないで来たんですけども、最後の最後だから自分の疑問だけは言っておこうと。

○辻山座長 これはレイアウト上の問題でしょう。

○高野委員 難しいんですけども、

○辻山座長 どうですか。

○久保委員 何となく高野委員の説明で納得したような、させられたような気がします。日本語は縦文字の場合は右から左、横文字の場合は左から右となっているんだから、しょうがないだろうというような、しょうがないですね。

○辻山座長 すっと打てば機械はそうにしちゃうというのがありますけどね。選択できないんですよね。

○久保委員 結構です。

○辻山座長 そのほかありませんか。
どうぞ。

○あざみ委員 「なければならない」というのを直していただいたんですけれども、「行うものとする」というのを例えば「行う」というところで切らなくて「ものとする」ですよね。要するに「する」ということと「するものとする」と2種類に分かれているような気がするんですけれども、これは意味があつてのことなのでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 最終的には統一させていただきたいというふうに考えているところではございます。「行う」とかすると、状態を指していることになってしまうようですので、「行うものとする」というのが何か条文的にはより正しいといえますか、そういう言い方をするものだそうですので、最終的には何々するものとするというような言い方で統一させていただければというふうに考えているところではございます。

○辻山座長 一般には「ものとする」と条文に書かれていたら、しないわけにはいかないというふうに読むんだよと習うよね。義務づけが結構あるんだという。

○あざみ委員 そうすると、例えば15ページの区政運営のところも「努める」とか「提供する」とかというふうになっているものも「するものにする」に変えていくという、そういう意味ですか、今おっしゃったのは。

○針谷委員 そのとおりでございます。

○辻山座長 そうですね。

○あざみ委員 そういうことですか。そのほうがそうならそのほうがうまいですね。

○辻山座長 ただ、「努めるものとする」というのは、ちょっと気の抜けたサイダーみたいな感じはありますよね。もともと努力規定なのに、そこで義務づけ的なちょっとニュアンスを出してどうするんだというのはあるけれども、そういう処理でいいですかね。
どうぞ。

○事務局 今のは、素案については現状のままでいいという理解でよろしいのでしょうか、素案の段階から「ものとする」という形に全部統一するということでしょうか。

○辻山座長 私は素案の文章を修文と受けとめました、ただその場合に区政運営の1も「努めるものとする」とやるかどうかというのは、何か「ものとする」、「ものとする」とここは並ぶね。「提供するものとする」というのは、「するものとする」が2つ続くのは何となく、この答申は素案としてやるものだから、条文としてのいわばちゃんとそろってないとかということは、いいじゃないかという、そういう考え方もあり得ると思うんですけれども。

○木全委員 それでは、素案上はこういった形でちょうだいして、条例化するに当たって、ここでの趣旨を十分踏まえた上で、私どものほうで「するものとする」という表現のほうを一通り一定の考え方のもとに、恣意的にということではなくて、整理させていただきたいと思っておりますけれども、ただ素案の趣旨を踏まえると、片一方「する」になっていて、「するものとする」が混在しているのは非常にづらいところなんですけれども、一定の考え方で整理していきたいというふうに思います。趣旨をたがえることのないように、十分配慮したいと思っております。

○辻山座長　そういう処理でいいですか、皆さんはそれでいいですか。

じゃ、そういうことにしましょう。

それでは、ほかにチーム2からの分ではございませんか。

それでは、チーム3のほうから御説明をお願いします。

○菅野委員　それでは、資料3の1ページ目をお願いいたします。

前文についてでございます。

まず最初に、前回からの変更点につきまして説明をさせていただきます。

2段落目の2行目でございます。

前回は「江戸城につながる市街地として」となっておりましたが、「江戸時代から計画的に市街地として発展した」というふうに直しております。

4段落目の2行目でございます。

「気風に富み、エネルギーに満ちた庶民のまちです」となっておりませんが、「庶民の」というのを省きまして、「エネルギーに満ちたまちです」としております。

5段落目の1行目でございます。

前回「今、地域自治の時代の幕があけようとしています」というところを「今、地域自治の時代を迎えようとしています」というふうに、以上3点変更をしております。

2ページ目をお願いいたします。

これに関します説明文を今回書いております。

全体的に、格調高く、わかりやすい文章に心がけ、「です・ます調」にしました。

第1段落、今日までの「この地」の歴史について述べています。2行目の武蔵野大地については、広大な大地という意味をするため、「台形」の「台」の「地」ではなく、「大きい地」といたしました。

第2段落、今日までの「新宿区」の歴史について述べています。3行目の「計画的に」は、市街地が江戸城を中心に特に計画的に発展した経緯を物語っています。

第3段落につきましては、新宿区が国際的な都市であるという特徴を述べております。

第4段落、歴史や文化が息づくまちであるとともに進取の気風に富むまちであるという特徴を述べています。

1行目の「営々として」は、先人たちが時間をかけて一生懸命努力してきた様を表しています。

3行目の「夏目漱石」については、日本を代表する文豪を新宿区の人材の代表として掲げさせていただきました。

第5段落、地域自治の時代について述べています。

地域自治の時代を迎えるにあたり、私たちに課せられた使命について述べています。

第6段落は、世界の恒久平和、また地球環境の保全を誓うとともに、市民主権の下での自治を創造することを述べています。

最終第7段落、最終段落は、多文化共生や歴史文化の継承について述べるとともに、新宿区の最高規範としての条例を制定する決意を表明しています。

続きまして、右上17ページをお開きいただけますでしょうか。

住民投票についてでございます。

こちらにつきまして、前回から追加をされてございまして、③「住民投票の投票権を有する者は、区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定めるものとする」、④「区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で別に定める者からその総数の5分の1以上の連署をもって発議があった場合には、住民投票を実施するものとする」、⑤「区長は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について議会において議員の定数の12分の1以上の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決した場合には、住民投票を実施するものとする」、以上3点が追加となっております。

下の説明文ですが、ちょっと古いのがついてしまいまして、5行目「また」以下の部分を④と⑤の5分の1、また12分の1の説明に後ほどかえさせていただきたいと思っております。

次のページ、18ページをお願いいたします。

地域自治についてでございます。

①、前回は「区は、区民が地域の特性と自主性を生かし、個性豊か」という出だしでございましたが、「区は、地域の特性をふまえた住民の自治を尊重し、区民が個性豊かで魅力ある地域づくりを行えるよう、地域自治を推進する」という形に変えております。

また、④、「別の条例で定める」の前に「この条例の理念に基づき別の条例で定める」という

形にしております。

説明文につきましては、4段落目の「また、地域区分はどのような規模が適切なのか、そして新たな地域自治組織はどのような組織が適切なのか、拙速に決めないこととしました」ということで、「別の条例での議論に委ねることとしました」としまして、最後に「そのため、地域区分や地域自治組織に関する詳細な規定については、議会・区民・行政の三者で検討したこの条例の理念に基づき、別の条例で定めます」ということを明記をいたしました。

ここで提案といいますか、あれなんですけれども、この最後の部分につきまして、1ページにお戻りいただきたいんですが、住民投票につきまして、⑥のところで「住民投票の実施に関して必要な事項は」という条項があるんですが、ここの部分が「別に条例で定める」という記載のみでございまして、この部分に地域自治と同様にこの条例の理念に基づきということを入れるかどうかというところの疑義にちょっと気がつきましてので、今御提案させていただきます、御議論していただければと思います。

以上でございます。

○辻山座長 それでは、今御説明いただいたところ全般について意見を伺いますけれども、最初に住民投票の第6について、追加の御提案がありました、先にそれを伺いましょう。「この条例の理念に基づき、別に条例で定める」というふうに住民投票の実施に関する規定について、最初に住民投票の⑥について追加の御提案がありましたので、先にそれを伺いましょう。この条例の理念に基づき、別に条例で定めるというふうに住民投票の実施に関する規定について追加することです。これはどうですか。

確かに地域自治のところを見たら、住民投票のところは別にいいんだなというふうに区別されているような感じがちょっとありますね、確かにね。これはこれまでの議論の経過から見ても、やはりこの説明文のように三者で検討した条例の理念に基づいてということですから、どうでしょうか。入れておいたほうが丁寧のような気がしますし、バランスもいいですね。

そのほかの事項について伺います。

○山田委員 今の住民投票のところなんですけれども、1から6まであるわけですが、順番が何かこう整合性がないような気がするんですね。したがって、発議者はだれなのかというのをこういうふうにとまとめて、そして投票権者、それから結果に対する態度、それから別条例というような形にしたほうがいいんじゃないかと。順番からいうと、4、5、1、3、2、6にしたほうがいいんじゃないかなと思います。（「もう一回」と呼ぶ者あり）順番ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）4、5、1、3、2、6。

○辻山座長 そうですね。最初に5分の1以上の連署をもって発議があったときに住民投票を実施する。区議会議員の12分の1以上の賛成を得て提案され、議決された場合には住民投票を実施する。区長は、重大な影響を有する事項について住民投票を実施することができるというふうにまず住民投票が発動される事例を3つ並べると。そして行ったものについて……違う。投票権者を決めると。今のは住民投票の発動ですからね。投票権者は18歳以上の者で別に定める者とする。そして、投票結果を尊重しなければならない、細かいことについては別に定めると、こういう順序にすると。大変説得力のある……どうぞ。

○久保委員 6分の5まではいいんですけれども、やはり最初に来るのは従来の①であろうと僕は思います。住民投票という表題に合わせて真っ先に来るのが、区長は住民投票を実施することができるというふうに真っ先にこれを言うべきであって、あとは山田副委員長提案でいいと思いますけれども、僕は真っ先に来るのがやはり1であろうというふうな感覚を持っています。

○辻山座長 これは最初の①と性質がちょっと変わったということは考えられませんか。今おっしゃったのは、区長が住民投票全般についての実施責任を負いますよという意味だったんだけど、これ、それぞれの発議権者が書き込まれてくると、山田委員が提案したみたいに、住民の署名で発議できますよ、議会の議決で発議できますよ、区長も発議できますよというふうにこの位置の読み方が変わったんじゃないかと僕はにらんでいるんだけど。

○久保委員 座長、僕の1の読み方は、区長の発議を言う前に、新宿区というのは住民投票をやることができるんですよという真っ先に大前提を言っているようにしか聞こえないんです。区長の発議を僕はここで言っているのではないと思っています。

○辻山座長 重大なことですね。だとすれば、そのような総括的な……

○久保委員 だから、文章をもう少し検討すべきだろうと思うんですが。

○針谷委員 趣旨としましては、区民の、要するに住民の方と議会と区長という3つが入ってくるのは間違いないということと、あと、住民投票は重大な事項についてやらなければならないというようなことはもちろん載せるという前提で、素案は、順番は今、山田委員と久保委員からありましたけれども、いずれにしても、例えば①、④、⑤で「住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項については」という言葉も相当ダブってきておりますので、条文にする際にはそれらも含めましてわかりやすくというようなことでさせていただきたいというふうに思っております。

素案としましては、こうしたような形で区長が住民投票するのかなのかというところはちょっといろいろ議論はあるかもしれませんが、今回はこれは発議というふうに読み込んでいただいて、区民、議会、区長の順番にさせていただいた上で素案としては取りまとめさせていただいて、条例の際はそれらはきっちりとわかりやすいように変えさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○辻山座長 ただ、その場合に、発議と読むのであれば、区長のところだけ「住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について」となっているバランスの悪さがいかにあるのよ。これは総則的な条文だから。

どうぞ。

○木全委員 今、座長のおっしゃった意味を踏まえると、何のために住民投票を実施するのかというのはややこの規定の中ではないのかなというところがあります。そうすると、つくりとしましては、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について、区民の方の意思を問うために住民投票を実施するみたいなのがどこかにないと、その上で、発議権者は1、2、3種類がありますということで、住民投票とは何のためにあるの、それは区民の意思を問うために住民投票を実施することができる、あるいは実施するみたいな、実施することができるですね、この場合は。

というような規定があった上で、その下に発議権者あるいは年齢のこと、年齢もここに二重に出てくるんですけれども、年齢満18歳以上の者で別に定めるとというのが2カ所に出てくるといったところで、これは条文にする上では少し整備して体系立てて記載しないといけないかなというふうには思っていますので、その辺を若干整理しておいていただければ、あとは条例化のほうでゆだねさせていただければというふうに思いますけれども。

○辻山座長 ということは、1項目ふえるということになります。

○木全委員 そうですね。そこだけは確認をしていただきたいという。

○辻山座長 その場合の主語は区長ではなくて、区ですね。（「そうなんです。僕が言いたいのはそれなんです」と呼ぶ者あり）ええ。例えば、「区は住民の生活及び区域に重大な影響を有する事項について、住民の意思を問うために」……（「住民投票を実施する」と呼ぶ者あり）「住民投票を実施することができる」、または「実施する」というのを入れて、問題は、そうすると、区長が発議するときの名目が難しいんですよ。「住民の生活及び区政に重大な」というのはこれはなくなるわけだから、「区長は、区政の重要案件について」とか、何かそういう政策上の判断を得るためにというようなことで文章をつくらざるを得ない。これは要するに、発議権者は三者にしているわけでしょう、そもそも。

○木全委員 主語を「住民投票とは」ということで、区民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について区民の意思を問うものであるみたいな、住民投票とは、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について区民の意思を問うものであるみたいな、住民投票の定義みたいなにした上で、その後、住民投票に対する発議権というのを入れるというのはどうでしょうか。皆さんにお聞きしているんですけれども。

○辻山座長 この場で定義するわけ。

○針谷委員 そちらのところで、まず住民投票はどういうときにやるんですよというのを定義した上で、発議者が区民で18歳以上で5分の1とかというようなことで住民を定めて、議会を定めて、それによらず、区長はというような感じでさせていただくとそろかなというふうに思っているところでございまして、それについては条文化する中でさせていただければというふうに思っているところでございます。

○辻山座長 ということは、この素案は、この現状のまま順序も含めて動かさないということ。

○針谷委員 順序やはり発議権者を前に出して、次にというようなことで最後に別に定めるというような形にさせていただいたほうが見えやすいといいますか、わかりやすくなると思いますので、そこの変更はさせていただきたいと思います。

○久保委員 何度も言うようですが、真っ先に住民投票とはというのが来るんでしょう。その後、発議権者等々がこう並ぶんでしょう。それならわかりますよ、そういうのだったら。

○高野委員 今出てきた話でわかりやすいのは、やはり住民投票というのはどういうことということとをまずうたってもらおうと。それとあと、お示しがあった4番、5番、1番という形で、この文章はそんなにいじらなくてもいいんじゃないかと。同じような書きぶりであって、この素案に関しては、そういう形でやっていただくとそんなに手を加えなくていいから。そうすると、今出た住民投票ということだけ今みんなでどういうことかというのを話し合えばそれで入れ込めるのではないかというふうに考えました。

○辻山座長 山田さんは同じですか。

○山田委員 住民の発議と議会の発議というのはある程度整理できるんですけれども、首長の場合はなかなか二者とは違うところがあるんですよね。というのは、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項という場合に、だれがそもそもそういう事項を重要だと判断するのかという、そういう枠組みも一緒に出てこないとなかなかわかりづらいんだと思うんですよね。

したがって、さっき針谷さんが言ったような形で、微妙な違いというのは、首長が微妙に違う位置づけをされるというのは私は余り好まないんですけれども、それはやむを得ないことかなというふうにも思ったりするんですが、そこは条文化するときによりわかりやすいような形でやっていただければいいというふうに私は思います。

○辻山座長 いいですか、それで。僕が落としどころを今見失っているのがあって、一体どういうふうになるのというのがあるんだけれども、ちょっと針谷さんのほうでどういうふうになるんだというのをまとめていってくださいか。

○針谷委員 発議権者のところですよ。発議権者で申し上げますと、まず例えば、区長は、住民投票について区内に住所を有する年齢満18歳以上の者で、別に条例で定めるところによる者からその総数の5分の1以上の者の連署をもって発議があった場合にはこれを実施するものとするところからまず住民の発議を定めます。

2番目としまして、議会の発議としましては、議会の議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得た上でというようなことで、議会に提出された議案が出席議員の過半数の賛成により議決した場合にはこれを実施するところから議員の発議を定めまして、区長の部分は、その2つの規定にかかわらずというふうにするか、もしくはみずから住民投票を発議することができるか、住民投票を実施することができるようにさせていただければいいのかなというふうに思っています。

○辻山座長 3回繰り返すわけね。どういう場合にできるかというのは繰り返す。そして、総則的な部分は住民投票というのはこういうものだよというのを書く、住民の意思を問うことだよと。そして、結果尊重と別条例、別の詳細条例と。

ただ、実際にこれを条例化するときには3回繰り返すのはいかにもあほかと言われる可能性がありますよね。そこは工夫が要ると思いますけれども、それはこちらの素案の趣旨はこのとおり

なんだから、それを外さない範囲であれば……

○久保委員 僕は、住民投票については、今までの自治体で相当苦勞して、苦勞して、条文ができているはずですね。今ここで決めた発議権者や5分の1とか18歳とか、具体的な肝心なところを押さえてさえいれば、ほかの住民投票をつくっている条例を参考にすれば簡単にできちゃうと僕は思いますよ。そこだって、時間をかけてみんな衆知を集めて条文をつくっているんだもの、と思います。

○辻山座長 おっしゃるとおりです。

○木全委員 要件等について、ここに書かれている部分というのは外さないように条文化するときにはつくっていききたいというふうには考えますので、その中で並び順とか制度についての説明については条例化に当たってこちらのほうにお任せいただければと思います。

○辻山座長 よろしいですか。私としては、少なくとも区長がやる場合にも住民生活及び区政に重大な影響を有する事項と縛っているのは賛成です。中には、区長が必要と認めるときには住民投票を実施するという条例がありますからね。
どうぞ。

○針谷委員 住民投票がどういうときにできるというのを定めちゃいますので、区長もそれを飛び越えるということとはできないというふうなつくりには、区長を別に制限するわけじゃないですけども、そういうようなことになると思います。

○辻山座長 はい。それでは、この件はこれでいいですか。
どうぞ。

○高野委員 意見ではなくて確認なんですけど、4の真ん中のところで、「年齢満18歳以上の者で別に定める者」というふうな言葉があるんですが、別に定めるというのは、別の条例で定めるんですかね。何で定めるんですかね、これ。

○辻山座長 これは自治体によっては要綱とか規則で定めているところもありますので、必ずしも条例と言っていない、含みはそれかなと思ったんですが。

○高野委員 そこはちょっと見えているようで見えていないという部分でした。確認です。

○針谷委員 確かにこの文章ですと見えづらいなという感覚がありましたが、全体の話の中では、別に定める条例と同じ条例で定めていくのかなというふうにも思っていますので、そこはそういう理解で進んでいいものだと勝手に思っていましたけれども、改めて今御質問が出ましたので、そういうことでいいということであれば条文にもきちんとそういうふうに書かせていただいた上で、必要な事項等を含めて全部別の条例で、同じ条例で定めていくというふうにとらえさせていただきたいですし、そういうふうに書き込んでいきたいと思いますので。

○久保委員 例えば、禁治産者は除くとかそういうたぐいのものをきちんとどこかで決めなければならないということなんでしょう、別に定めるというのは。そういうものをどこかできちんと決めなきゃならないんですよね。それは条例の中でやったって、要綱でやったって何だっていいんじゃないですか。またやらなきゃいけないんでしょう。

○辻山座長 やらなきゃだめですね。
どうぞ。

○針谷委員 やらなくちゃいけないんですけども、どこでやるのかというのがちょっと③のところでは明らかになっていないということもありますので、それは別の条例だよというふうな御理解で皆さんいただいているのであればそういうふうな形で、きちんと条例の中で、別の条例で定めましょうというようなことでございます。

○辻山座長 ⑥の条例でね。

○針谷委員 別に定める条例できちんと定義しますと、うやむやで要綱ではやりませんというような書きぶりにつくっていきたいと。

○辻山座長 そうですね。
では、ほかのことでございましたら御意見どうぞ。

○針谷委員 出てばかりで申しわけございません、いつも出ていないのに。

前文でございますけれども、下から２段目の段落でございますと、一番最後の行でいいますと、「私たちに課せられた大きな使命です」というふうにしまっているところの文章でございます。この「大きな使命」は、すごく、どこからこの「大きな使命」にかかっているのかというのをとらえるのはなかなか難しいのかなといいますが、少なくとも、わかりやすくいいますと、「成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です」は間違いのないとして、その前の安全・安心な社会、持続可能な社会の実現を願うのはどうなのかとか、促進を図るのはどうなのかというふうにもいろいろと考えますと、すべて私たちに課せられた大きな使命ですというふうに欲張りに考えますと、この３行の頭のところから「新宿区が持つ特性を生かし」というような形で、生かして成熟したということにつながりますし、安全・安心な社会、持続可能な社会の実現をこれは願うよりももしかしたら目指したほうがいいのかなとも、強い意志を思いますと、「実現を目指し、情報の共有化や区政参加の促進を図り」ということで、すべて「成熟した地域自治をこの地新宿に花開かせることは、私たちに課せられた大きな使命です」というようなことで、ここはいろいろな言葉を盛り込んできたところでもあったので、厳しい中でのこういう表現になったと思いますけれども、改めて見直すと、そういうような地域の特性も生かすし、安全・安心な社会、持続可能な社会の実現を目指してさらに情報の共有化や区政参加の促進を図ってというふうにとらえさせていただけるようにしたいと思うと、今のうちにちょっと文章を変えさせていただくとありがたいなというふうに思ったところでございます。

○久保委員 趣旨は僕は異議ないんですけれども、やはり特性を生かすというのをそこで切るんではなしに、主語にしないで、生かしながらという修飾語でついでにくる３つの、実現を目指し、それから促進を図り、そして花開かせるというこの３つを並べて、それに特性を生かしながらという修飾語がすべての３つにかかるというほうが素直ではないでしょうか。特性を生かすということが何か大きな使命の目的語にならないほうが素直なんじゃないかなという感じがしましたけれども、針谷さんの場合は４つ目的が並んで、それを受けて大きな指名なんだといっているけれども、最初を修飾語にして１、２、３と３つ並べたほうがいいんじゃないですかと。何度も同じことを言うてくどいようなんですけれども、僕はそう思いました。

○山田委員 私も大体や同じような考え、同感ですけれども、要するに新宿区の特性というのは前の段で言っているわけですよね。そういう特性を生かしながらこういう地域社会をつくっていくんだ、つくることが私たちの使命だという、そういう流れになっているわけですよ。だから、生かしながらというのは文脈からしても決しておかしい表現じゃない、むしろこのほうがいいんじゃないかと。

もう一つ、「持続可能な社会の実現を願い」というのは、「目指し」のほうが、御指摘がありましたけれども。私はいいというふうに思います。

○辻山座長 ほか、どうでしょうか。確かに私自身も特性を生かすということが大きな使命かという立て方をするとちょっと大げさになるなという感じがするので、修文は、「願い」を「目指し」に直すというくらいでとどめたらという意見に賛成ですけれども、いかがですか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 では、そういうことにいたしましょう。

そのほか、ございますか。（「ひらがなですか」と呼ぶ者あり）「目指し」ね。（「ひらがな」と呼ぶ者あり）ひらがなでしょうね。

ないようでしたら、素案については一応、思いのほかあちこちに最終的な修文が入ってしまいましたけれども、この答申のほうに修正してまとめていただく、お願いしたいと思います。

それでは、この議題についてはこれでおしまいいたします。

次は、パブリックコメントについてということで、既に前回から提出されておりますが、それぞれ検討チームから要点等について御説明を受け、みんなでこのような回答でいいかどうか確認していきたいと思います。

では、検討チーム1からお願いできますか。

○針谷委員 それでは、1ページからでございます。

まず、条例の基本理念のところでございます。質問は、なぜ今自治基本条例を制定する必要があるのか説明が足りないのではないかなというようにございまして。

素案の3ページ、先ほどもちょっとごらんいただきましたけれども、地方分権の進み方などで今やっていくことが必要だというようなところで、我が国は、平成12年に400本以上の法律を改正してというようなところで、地域のことをだれがどうやって決めるのかといったようなところをつけ加えさせていただいたところがございます。

それから、たくさんあるのでちょっと飛ばしながら御説明させていただきますと、3番の条例の位置づけでは、制定、改廃のみならず既存の条例にも訴求すべきというような御意見がございました。

既存の条例が本条例の本旨に沿わない場合、整合を図りますというのがチーム1の回答でございます。

続きまして、3ページをごらんいただきまして、ナンバー11と12で用語の定義でございます。

こちらは区民の定義のところでございます。御質問は、「新宿区に住所を有する者に、新宿区で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体を加えた者をいう」というところに、「区民」と「準区民」に分類して定義したらいかがかなという質問です。

12番のところは、②のところ、「住所を有する者に、働き、学ぶ、活動をする者及び活動する団体を加えた者」については再検討を要するのではないかなという質問でございます。

解答欄は、新宿区の自治や地域の課題解決のためには住民が中心であることはもちろんですが、さまざまな主体が担い手となることが欠かせません。本条例は、新宿区の自治のあり方を定める条例であり、こうしたことから区民の定義をしたもので、区民と準区民というような区別をする考えはありませんというのが11番の回答です。

12番のほうでは、あり方を定める条例であるので、こうしたことを踏まえて区民の定義をしたものですといったようにさせていただいています。

13番は、理想が高くてよいので、共感の持てる民意を反映した条例になることを心から希望するといったような御意見、御質問でございました。

解答欄につきましては、自治基本条例の検討に当たって、新宿区では全国で初めて、そして今でもただ1カ所だと思いますが、区民と議会と行政が最初から同じテーブルについて議論を進めるというやり方をとってきましたというような三者検討の形を説明させていただいた上で、下から4行目ですけれども、このほかにも、区民の皆様の参加として無作為抽出の区民討議会、区民アンケート、地域懇談会、パブリックコメント制度を実施し、幅広く御意見をいただいています。こうした御意見を反映し、よりよい条例としてまいりますというふうに書かせていただいております。

それから、5ページの17番ですが、本条例にかかる住民意見の聴取についてということで、ただ一度の住民説明会を開催するだけで立法化しようとしているといったようなことですか、同じ欄の下から4行目ですけれども、住民説明会等を数多く開催し住民の意思を確かめるべきであるといったようなことございまして、こちらの回答も先ほど回答した内容と同じように三者で検討してきたということと、区民討議会ではパブリックコメント制度などさまざまなところでいろいろな御意見をいただいて反映し、よりよい条例としてまいりますといったところがございます。

それから、7ページにまいりまして、こちらもその他ですけれども、私が住むまちの現在と未来を考え提言したい。具体的には大久保一、二、三丁目、百人町一、二丁目を中心にその周辺地域についてだが、新宿区全域に及ぶ問題であると思うというようなことをまずおっしゃられまして、1番として、①として美の基準とマナーの条例制定、②として自然と共生する都市、まちの基準づくりの条例化を提言したいといったようなことと、私は一市民として自分たちの住む都市、まちを美しく心地よいものにしていきたいと強く願っており、心ある多くの方とともに進んでいきたいというような質問といえますか、御提言といった内容でございます。

回答としましては、新宿区は多くの方が住み、働き、学び、活動するまちです。そうした多くの人々が地域に愛着を持ち、地域をよりよくするためには何が必要かを考え、その実現に向けて

自発的に行動すること、地域づくりを楽しむことがこれからの新宿区の自治にとってとても大切なことです。自治基本条例は地域のことをだれがどうやって決めるのかということについて、新宿区の自治の基本理念に基づいて、区政運営の原則を定め、区民、区議会、区長等の役割を明らかにして自治の実現を図ることを目的としています。御提案の新しい条例の制定などについては別の機会で検討することとしますが、御提案の趣旨を踏まえ、これからの新宿区の自治や地域の課題解決のためさまざまな主体と連携してまいりますというように回答を考えさせていただいたところでございます。

大変雑駁ですが、以上でございます。

○辻山座長 ありがとうございます。

あわせて、チーム2からの報告も受けましょう。お願いします。

○野澤委員 それでは、重立ったところを申し上げます。

まず資料4のナンバー5です。

区民の権利というところで、これは懇談会の中でもお話をいただいた方からのと同じようなことなのですが、まず、生涯にわたり学ぶ権利を有することについて、生涯学ぶということについては、生涯区民とは限らないだろうと。区民じゃなくなった方についてもそういう権利を与えるのかという御趣旨だと思いますけれども、こちらについては、当然新宿区を離れた方については区民でなくなるというような回答をしております。

それから、6番です。区民の権利についてです。

ここで区民という表現を使うのは住民を愚弄していると。新宿区内で学んでいる者が生涯新宿区で学ぶとは限らないよというような問題でございます。

こちらについても、先ほどと同じように新宿区を離れば区民ではなくなるというような回答をしております。

それから、9番目です。「区長は、区民の信託にこたえ」というところです。

これについては、区長は選挙に基づき、要は区長の信託というのは住民以外の信託も得ているのかというような御趣旨だと思いますけれども、こちらについては、区長は選挙に基づき選ばれることは当然ですけれども、その職責や行動につきましては、住民とはいえ、例えば未成年者の方などについてもいろいろな区長の行動自体が影響を与える、こういったかかわりがあるのでそういうものを対象にしているというようなお答えをしております。

それから、飛ばしまして15番です。区長の設置と役割。

こちら質問としましては、「区長は、区民の信託にこたえ」という言葉につきまして、信託という熟語を使うのは日本語として理解できないというところでございます。こちら住民以外の方の信託を得ているのかということでございますが、先ほどと共通する部分もございますけれども、区長は要は住民の方以外のいろいろな生活面等にかかわりを持つ、重い責務を持っていると。そういった方々の好むと好まざるとに依じてある意味立場を区長の行動にゆだねていると。こういった方の影響も考慮した上で区長は行動すべきだということを規定しているというふうにお答えをしております。

それから、飛ばしまして27番でございます。区民の責務について。

区民の責務に、御提案として、発言と行動を加えたらどうかという御質問でございます。これはたしかお配りした資料の中の説明のときに、実際にこちらの論議をしたという御紹介をした上で改めてこういう御提案をいただいたところですが、内容としましては、そういったことも含んで、骨子の中にはそういった意味合いも含んでいますよということをお答えしております。

それから、28、職員の責務です。

職員の責務に区民の生活状況、それから意見を広く把握することを入れてほしいと。より区民の生活実態を把握することについての提案ですが、こちらについても深くは規定しておりませんが、趣旨には含まれているというようなお答えをしているところでございます。

それから、最後に29、区の行政機関の役割と責務についてです。

案文では、これは「効率的かつ効果的」という言葉だけでまとめているところでしたが、これの意味するところを表面的に解釈してしまいますと弱者切り捨てになるというおそれがあるということで、御提案としては「適切な」という文言に変えてほしいということでしたが、一応この内容を受けまして今回は「公正・公平」というくだりを入れて骨子の内容を変更したところでございます。

○辻山座長 それでは、チーム3、お願いします。

○菅野委員 5ページをお開きいただけますでしょうか。

18番、住民投票でございます。

質問は、新宿区に直接投票制度が存在しないならば、直接投票制度をまず整備し、その上で住民の直接投票を実施するよう要求するというものでございまして、回答といたしましては、直接投票（住民投票）の制度については自治基本条例において整備をし、その他の部分については別条例で規定しますという回答でございます。

最終の8ページをお願いいたします。ナンバー30、地域自治についてでございます。

質問が、住民自治組織をどう位置づけるのかが明確でない、課題別の自治組織についても言及すべきではないかということでございまして、回答といたしましては、住民自治組織（地域自治組織）の制度については、自治基本条例において整備し、その他の部分については別条例で規定しますという回答にしております。

○辻山座長 ありがとうございます。

それでは、今御報告をいただいた内容について御意見を伺います。いいですか。

○根本委員 1の条例の基本理念のところは、今、「区民が主人公の」と表現していますという回答です。これは直さなくちゃいけないね。

○辻山座長 その手続はありますね。

○根本委員 これは、「区民が主役」に直して……

○辻山座長 御指摘あったように、効率的と何とかというところも「公正・公平」を入れたというようなことがこの回答にも反映していただくことになるので、ちょっと手間ですけれども。

という処理をしていただくということにいたしまして、そのほかの御意見ありますか。
どうぞ。

○山田委員 18番と30番ですけれども、チーム3の私の担当のところでは。整文は菅野委員がやったので。

「自治基本条例において整備し」と書いてありますね。この「整備し」というのはちょっとわかりにくいような気がするんですよ。したがって、両方とも「自治基本条例において基本的な枠組みを決め」とかいうふうにしたほうが説明としては丁寧になるんじゃないかというふうに思いますので、よろしかったら直していただきたい。

○辻山座長 「自治基本条例において基本的な枠組みを決め」というふうにね、はい。

そのほか、いいですか。

なければ、パブリックコメントへの回答はこのようにするというふうにいたしましょう。

これで議題は一応終わったのですが……（「これもあるんじゃないの、基本条例の名前」と呼ぶ者あり）その他のところで扱わせていただきます。

その他については、一つは基本条例の名称ということで、これはちょっと事務局のほうからコメントいただけるんですかね。お配りしてある参考資料1のとおりですというだけだね、これは。

参考資料1を見ていただきますと5例ほど上がっています。ただ、この扱いについて、ここから今からかんかんがくがくやって一つに絞るということにはならんのだろうということで、これから条文案をつくるときに、当然ですけれども、名称が前提になろうと思いますけれども、条例の提案者のレベルでこれを参酌して決めるということになるんだろうと思いますが、それはそれでいいですか。

どうぞ。

○久保委員 5つ出ています。そして表題に括弧して案と書いてあります。この案は何を参考にし、どこが案としたのか教えてください。

○事務局 こちらのほうは、今週月曜日までに名称について御意見がある方があれば事務局のほう

にいただきたいということでした。括弧書きで案とつくらせていただきましたが、この1から5の中で定めるということではなくて、1から5を参考にさせていただきながら最終的に区長のほうで条例名称については決めていきたいというふうに考えておりますので、ここから選ぶということではございません。

○久保委員 この5つは少なくとも月曜日までにどこからか出た5つなんだというふうに理解しておけばいいですね。わかりました。

あえて言います。5つのうちならば僕は②が大好きです。投票したいものだ。

○辻山座長 なるほど。私は第5が意表を突かれるほど新鮮でした。今までに使っていなかったなと思って。自治都市というのもちよっと定義が難しいというか、ありますけれども。（発言する者あり）そうそう。古い。

○樋口委員 質問ですけれども、憲章というのはどういう扱い、意味というか、つまり憲章と条例というのが並んでも別にいいんですか。（「それは言えるな」「憲章は憲章ですよ」「普通は憲章を条例で定める、何々憲章、平和憲章」「憲章という名前の条例」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 かつて、1960年代後半に川崎市がつくろうとしたんですけれども、議会にまで提案しました。研究者が集まって2年ぐらやって、それは川崎市都市憲章条例でしたね。議会で否決されましたけれども。

それからもう一つ、あれは議会にまでは出なかったかもしれませんが、逗子市も80年代以降かな、もっとこっちだな、富野さんの後だから、これも逗子市都市憲章条例案というのでやっていましたね。

○樋口委員 その場合の都市憲章といっているのは、もっと文章というか、こういう細かい規定は入れない、いわゆる憲章じゃないんですか。ちょっと今までこうやってつくってきた内容とは違うんじゃないかなと思ったものですから。（「だから条例がついているんだよ」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 語感の問題です。一番紛らわしいのは、市民憲章というのが各地にあって、あれとの区別がつきにくいなという。あれは本当にお年寄りを大切にしましょうとか、そういうことなのでね。

○あざみ委員 この中からの提案なわけですよ、この5つは。だから、提案された人がちょっとこの趣旨を述べたっていいんじゃないかなという感じはしますし、この5つだけじゃなくて、区長が考えるというの、区長もどう考えたらいいのとならないのかしら。（「ここにいる人たちが決めちゃうんじゃない」と呼ぶ者あり）

○加賀美委員 逆に何で出さなかったかという、このままでいいと思っていたんですよ。だから、あえて何か難しい言葉より、夏目漱石条例とかつくってもいいんじゃないかというのもあったんですけれども、それは愛称でいいんじゃないかと。だから、一応これはこのままでいいんじゃないかというのが私の意見です。

○辻山座長 自治基本条例というような。

○野尻委員 私も全く同じです。それで、この2年間、あらゆる場面で、仮称はついてはいますがけれども、新宿自治基本条例で区報も、それからあらゆるパブリックコメントとかすべてそうでしたよね。ですから、皆さんに浸透していますので、あえて新しい名前をつけなくてもいいかなと思いました。区民検討会議、区民討議会、地域懇談会、区報での、毎月お知らせの1ページ目のも全部そうなので。

○辻山座長 なるほど。

○加賀美委員 というわけで一つ。仮称をとって新宿区自治基本条例がよろしいのではないのかと私自身も強く思いますし、多分皆さん方もそういう意見ということであればその名称でいったらどうかと思いますが、どうでしょうか。（その他発言する者多し）

○山田委員 樋口さんから、憲章というのはスローガンみたいなそういうものじゃないかというような発言がありましたよね。確かにそういうのが多いんだというふうに思いますけれども、座長が言われた川崎市の都市憲章の案だとか、議会で余りにも先進的だから否決されたというふうに評判が当時は高まりましたけれども、川崎市だとか逗子市の都市憲章の内容を見てみると、単なるスローガンじゃなくて、都市の自治を発展させていくために何が必要かということをやっているんですよね。それは単なるスローガンじゃないんですよ。だから、その都市憲章というのは単なるスローガンじゃなくて、要するにそういう都市の自治を発展させるため、地域の自治を発展させるために何が必要かということがきちんと盛られているということだというふうに思う。

それから、今、自治基本条例が全国的につくられていて、大半は自治基本条例だとかまちづくり基本条例だとかという、そういう名称なんですけれども、例外的に、埼玉県新座市は自治憲章条例という名称にしているんですよ。これは、新座市で条例の案文を市民の皆さんがつくるときに、最終的に自治憲章条例にすべきだというふうに出しているんですね。それを受けて市は自治憲章条例にしたというふうな経過がある。私は新座市に連絡して聞いてみたら、要するに理念条例だけれども、理念をうたっているんだけれども、制度的な要素も含まれていると。それから、これからの地方自治、地方政府のありようを考えていった場合に、包括的な決定権というのは自治体にまだないわけだけれども、方向としてはそうなるであろうと。それを名称で先取りをして新座市はこういうふうにしましたというふうな説明がありました。私は一つの見識だなというふうにこう思ったわけです。

新宿区の今我々が議論していることを見ますと、要するにこれから地方自治法が改正されて地域主権が確立をしていくという、そういう時代になっていくんだというふうに思いますけれども、そういう時代になったら、やはり川崎市の都市憲章だとか、あるいは逗子市の都市憲章みたいなものを我々は必要になると。そのほうが、部分的な面は今度の新宿区の条例に盛られているというふうに思いますけれども、そういう点では名称で先取りをするというのも一つの考え方じゃないかと。これは私が出したんですけれどもね。

こうすべきだということじゃ必ずしもなくて、要するに問題提起として出させてもらったということであって、特別こだわっているわけじゃないということです。

○辻山座長 もともとアメリカのホームルールチャーターを自治憲章とか憲章と訳したあたりからちょっとニュアンスがついて回ったなと。あの憲章というのは本当に強いものだった、チャーターはね、物すごい強いものだったのに。

今、山田委員からありましたように、確かに今、政府の地方行財政検討会議では、自治体の基本構造を自治体ごとに選択できるようにしようじゃないかと検討しているんですね。つまり、組織及び運営に関する事項を選択できると。それをどうやって選択させるかというときに悩んでいて、あれは今の段階では両論なんですよ。自治基本条例または自治憲章などで規定することによって自治体ごとの選択をしていったらどうかという、今はまだ両論ということのようですね。多分、新座市なんかはその辺を一応先取りしようということなんでしょうねというような事情のようです。

この場としては、自治基本条例という考え方でおりますということでもいいんですか。

○野尻委員 もう一言言わせていただきます。

憲章条例、先取りというのはわかるんですけれども、またその説明文が区民の方に対しては欲しくなるような、そういう感じもしますし、このたび区民を入れてくださったおかげさまで、非常に地域にそれぞれが戻ったときに一生懸命説明しているんですね、いろいろな場面で。それも全部この自治基本条例で通していますので、もう一つ名前が出てくると、あらもう一つつくるのということにもとられかねないので、よろしく願いいたします。

○辻山座長 大変……（「懇願だよ」と呼ぶ者あり）というより、強い事情説明だと思いました。

では、ということで、ここで決定するというようなことではないんですけれども、答申は仮称をとって渡す、答申するということでよろしいですね。では、そういうことにしましょう。

それからもう一つのその他があるということで、資料説明のときにありましたけれども、26日の、あれは見ておけばいいのかな。先に26日の答申の手渡し式の資料が出ておりますけれども、これを見ていただいて、これでいいかということです。

○事務局 それでは、お配りしました参考資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

8月26日の午後4時から第一委員会室で行う条例素案の区長・議長提出式の次第案をお手元にお配りさせていただきました。

当日の進行なのですが、提出式ということで、条例素案の提出を辻山座長よりしていただきまして、これまでの経過、それからこの条例の特徴的なところにつきましてお話しいただきまして、その後、区長及び議長のほうから答礼させていただきたいというふうに思っております。

その後に、区長、議長と検討連絡会議委員の懇談会を予定しております。当日の閉会時間につきましては午後5時ぐらいを予定させていただいております。

このような進行次第でよろしいかどうか、また当日、いつも傍聴に来ていただいている和田氏のほうから当日のこの提出式についてもビデオ撮影をしたいというふうにお申し出がございましたので、それもあわせて御検討いただきたいと思います。

○辻山座長 今御説明がありましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○辻山座長 それでは、そのように執り行うことにいたします。

私が提出するときどういう発言をするかについては事前に打ち合わせしなくてもいいですね。（「集合は」と呼ぶ者あり）どこへというのは。（「何時までにどこに集合、時間」「4時10分まで」と呼ぶ者あり）

○事務局 それでは、直接第一委員会室にお集まりいただいて、皆さんがお集まりいただきましたら区長、議長をお呼びしにいきたいというふうに思っておりますので、第一委員会室のほうへお集まりください。おおよそ10分前ぐらいにはおいでいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、その他の検討議題の中で、この検討連絡会議の今後すべき検討議題について少し意見交換をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○辻山座長 今後というのは、答申を手渡した後ということ。手渡した後、この検討連絡会議は何をするんでしょうかということです。

○土屋委員 それは個別条例を今後これが議決されたらつくっていかなくちゃいけないので、そのための下地をどういうふうにするかという組み合わせで、どんなふうなスケジュールでつくっていくかというおおよそのことは決めておかなきゃいけないと思うんですけども。

○辻山座長 なるほど。個別条例、住民投票の先ほどの⑥のところと、地域自治の詰めね。これは全体で条例に送ったのはその2カ所だけでしたか。そうかもしれませんね。（「あと、見直しに関してのお願いがございましたけれども」と呼ぶ者あり）そうですね。

○野尻委員 今の別条例のことも少し議論を重ねておきませんか、地域説明会が10カ所で行われますので、その中でもきっと質問が出ると思うんですね。ですから、その辺に向けても準備しておかなければと思います。

○あざみ委員 逐条解説は、その懇談会にも持っていくというような話もさっきありましたけれども、それをつくるというのはここの責任なのかなと。どうなんですかね、それは。さっきの説明の部分がベースにはなるんでしょうけれども、ただ本当に逐条解説になるともっと具体的にしななくちゃいけないし、ただそれは議案が出てこない、議案が成立しないとできないことなのか、ただ同時並行でやっていいことなのか、その辺がどうなんですかね。

○針谷委員 その辺、こういった仕組みを生かしながらどうやっていくのかなというのはちょっと難しいといえますか、どうにもこうにもいろいろな考え方があると思うんですけども、一つは、区長が上程させていただくという意味合いからすると、行政側の職員がまずたたき台をつくるなり何なり、今のがもちろんベースになるわけですけども、補強するなり追記するなりした上で、この場で、こうした三者検討連絡会議のようところで皆さんにごらんいただいて意見をいただくという方法もあるかと思いますが、今つくっている条例素案のものをベースにここでやっていくのかという話も両方あると思うんですね。

それをまたいつまでにやるのかといったようなこともございますので、そうしたところを、ただ、これから議会に提案している最中に既につくっていくというのなかなか難しいと思いますので、第3回定例会には上げさせていただいて、議決が10月14日だとするならば、その間はどんなふうにやっていこうかというような仕組みをやっておくのがよくて、じゃ12月の地域懇談会とかにはどういうふうにやっていこうか。あるいは別の条例についてはどんなふうにやっていこうかというふうなところを見据えながら、いずれ、どんな形かわからないけれども、逐条解説もやらずにちゃいけねというのを9月に予定していたところではちょっと御検討いただくの
がいいのかななんて思っていますけれども。

○久保委員 辻山座長と3人の副座長は、いつまで座長と副座長でいらっしゃるんですか。

○辻山座長 もうあさってで御勘弁という感じはちょっとありますけれども、お役目は一応終わら
だろうと思っていたものだから。

○久保委員 ですから、今出された問題は非常に重要なだけに、そんな簡単に結論は出ないと思
いますよ。これは一定の時間をかけてどこかで、この連絡会がなくなってしまった上でやる時に、
だれが今後のことを責任を持って決めるんですか、座長もなしで。ということをついたら、各三
者がそれぞれこうやって副座長という人たちがかつていた、その元副座長が3人集まって相談す
るとか、いろいろなことがあるんでしょうけれども、そんな簡単にこの問題は、今日は特になお
さらですけれども、決められない問題があるんですね。だから、これは本当にどうしたらいいん
ですかね。

○辻山座長 一般的には、こういう体制でやることは少ないので、市民たちの検討会議で答申をま
とめて、市長なりに渡しますね。市長がそれを条文化して提案しますね。そのときに、その委員
会でまとめた答申の中身とどれぐらい変更があるかということについて説明と糾弾みたいなこと
は、それは要するに市民会議と行政側とでやっているわけですよね。だから、そんなことをこ
こでやるんですかと、そんなことがないために三者でやったんじゃないかという気持ちもちょっと
あるんです。

ただし、だからといって、答申の精神と中身がそのまま条例に反映されるという保障は何もな
いので、やはり議会に提案する前に、しかし、それは区民検討会議に出せばいいんじゃないです
か。議員に事前に説明してどうするんだという、ちょっとそういう意味では運営のテキストがな
いんですよ。原案をここの場に出して、これでどうだ、いや私たちの議論してきたのと違うじ
ゃないかという議論を議員さんも一緒になってやっちゃうと議会の審議ができなくなるんじや
ないということもあって、そこはこういうつもりでおられるんですか。

○針谷委員 もうすぐ第3回定例会が始まりまして、素案がすぐ条例案になってしまうわけですね。
本来は一定程度の期間があるのが一般的かもしれませんが、今回はそういうふうになった
ということですので、次回の予定としましては、一応、大分前ですけれども、借り押さえさせ
ていただいたのは9月8日なんですね。なので、条例案をそこまで多分出しませんでしたと第3回定例
会に間に合いませんので、その場では糾弾をされとかそういうことは、もしかしたらあるかも
しれませんけれども、条例案としてはこういうような形で素案から動かさせていただいていますよ
といえますか、条例案はこういう形ですというのは一度皆さんにはお示ししなくてはいけないな
というふうに思っています。

その後、いろいろな検討はどのようにやっていったらいいのかなというのはちょっといろいろ
お考えとかをお聞かせいただければと思います。

○山田委員 9月8日は一応日程はとってありますので、そういうふうな段取りになるんだという
ふうに思います。

その後ですけれども、いずれにしても、今日程が決まっているのは地域報告会をやるというこ
とでしたね。それをどうするかということもあるわけで、それはほかにもいろいろ逐条解釈をど
うするか、どういう段階でどうするかということもあるわけですから、3人の副座長でそのあた
りを整理してもらって、それで次の機会に考え方を示してもらおうというのはどうでしょうかね。

○辻山座長 それしかないんじゃない。いいですか。（「29日」「しなかったっけ」と呼
ぶ者あり）そうか。（「9月8日と29日と」と呼ぶ者あり）26日答申だったから9月8日は消し

である。

○**根本委員** 議案の提出はいつといつたっけ。（「速やかに」と呼ぶ者あり）違う違う。（「7日にもう」「議案の送付は」と呼ぶ者あり）7日に上がってくるのか。出てくる前に議員懇談会で報告するというにしているんだよね。だけど、日程はちょうどこの8日なんですよ、常任委員会終了後ということで。だから、それも含めて少し調整をしてもらわないと、今ここで何をどうするかというのは、とにかく26日に答申できるかどうか、さっきのさっきまで本気だったから、その後のことは余り考えていないというのが。

○**針谷委員** 議会の日程ですとか皆さんの都合ですとかをちょっと踏まえて、中でできることは中でやりつつ、副座長のほうにもちょっと連絡させていただいて、どうやったらいいのかというのをちょっと相談させてください。

○**辻山座長** では、そういうことでお願いいたします。そういうことというのはどういうことなのか。

そのほかは、そうすると8日がとってあって、そこは要するに条例案が出てくると。それを一度みんなで目を通すという会になりそうですので、それ以降についてはまたそこで検討させてもらいましょう、別の条例の取り組み方。

そのほか、何かありますか。なければ、前回、本日のまとめだけ僕言うの忘れていて、前回まとめることが多過ぎたから。その前にあるの。

○**事務局** 本日のまとめの前に検討連絡会議の答申、素案の答申のその後の打ち上げ会の日程、日時、場所が決まっていますので御報告させていただきます。

8月26日木曜日午後5時半から、歌舞伎町のハイジアの中にあります海鮮はなの舞で行わせていただきます。ハイジアの17階になっております。1人会費3,000円ということでやらせていただきたいと思いますので、あと、本日各委員の方の中で当日出席できないという方がいらっしゃいましたら、本日お帰りの際に事務局のほうに御報告いただきたいと思います。（「傍聴者の方は」と呼ぶ者あり）

○**辻山座長** きょう傍聴の方の記録が来ていないんだけど、和田さんだけかな。あちらはいいのかな。

それでは、本日のまとめを先にやらせてもらいます。本日のまとめ。

○**事務局** 本日のまとめですが、まず議題の1番の条例素案答申案の構成等につきましては基本的に了承されました。

2番目の条例素案につきましては、まずチーム1の部分、条例の目的につきましては素案のほうから別紙で配られました「この条例は自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則及び区民、区議会、区長の責務等について定め、もって新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的とする」と修正させていただきます。

また、基本理念につきましては、②の部分で、「区民が主人公」の部分で「区民が主役」、③の部分で「区民自治を基本とする」の部分につきましては「区民自治を基本とした区政を推進する」に修正します。

チーム2の提案につきましては了承です。

チーム3につきましては、前文の部分で5段落目なんですけど、「持続可能な社会の実現を願う」を「めざし」に修正です。

また、住民投票につきましては、⑥の部分の文言につきまして、「必要な事項は別に条例で定める」の間に、「必要な事項はこの条例の理念に基づき別の条例で定める」と修正で、あと順番につきましては、4、5、1、3、2、6のような形で、あとは住民投票とは何かとかの定義等につきましては条文化の際に整理して、発議権者とか投票権者の文言等についても整理することです。

まとめは以上です。

○**辻山座長** ありがとうございました。

ほかになければこれで終わりますけれども、長いことずっとビデオを回し続けながら傍聴者もやっていただきました和田さん、一言あればお伺いいたします。

○和田氏 きょうは最後なんですけれども、ビデオをとりにいく時間がありませんでした。それで、長い間皆様方の御苦勞と御活躍を拝見させていただきまして、非常にありがたく感謝申し上げます。これは全区民にわたって感謝いたします。この記録はがっちりこれから編集等、皆様の御理解のもとでやりたいと思います。勝手に使ったりはいたしませんので御安心のほどお願いしたいということで、ありがとうございました。（拍手）

○辻山座長 どうもありがとうございました。
それでは、本日はこれで終わりいたします。どうもお疲れさまでした。

○事務局 1点確認させていただきたいんですが、今回の素案で、仮称はとっていいということでいいんですよね。

○辻山座長 答申としてはね。

○事務局 中に入っている（仮称）新宿区自治基本条例は、そこも仮称をとる。

○辻山座長 経過のところは仮称でいく……要らないな。全部とっちゃおう。

○事務局 経過も全部仮称をとってということで。

○辻山座長 すっきりするね、そのほうが。経過的には仮称でやってきたことは間違いないんだけど、それもきょうまでの括弧だと思えば、とると。

○事務局 わかりました。そのようにさせていただきます。

○辻山座長 それでは、散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 8時46分